

利府町中小企業・ 小規模企業者振興基本計画

令和3（2021）年10月



利 府 町

— 目 次 —

はじめに	1 P
1 基本的な考え方	2 P
2 計画の体系	3 P
3 具体的な取組と目標数値	4 P
4 推進体制及び役割	12 P
5 資料	
(1) 計画策定の経過及びメンバー	15 P
(2) 利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例	16 P
(3) 利府町中小企業・小規模企業者振興懇話会要綱	19 P
(4) 各種統計資料	20 P

利府町は、宮城県のほぼ中央に位置し、7つの市町と隣接するとともに、町内に3つのJR駅と4つのインターチェンジを有し、交通アクセスに優れています。また、大規模な商業施設、公園、医療施設、公共施設が充実し、都市と自然が調和した暮らしやすい町です。

このような本町において、事業所の大半を占める中小企業・小規模企業者は、地域経済の成長に寄与し、雇用の場を創出するなど、本町の発展の原動力となり、地域社会を支え、町民生活の向上に大きく貢献している重要な役割を果たしています。

このことを踏まえ、中小企業・小規模企業者の更なる振興を図るため、行政や地域の基本的な考え方や役割について明らかにした「利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例」を令和2年3月に制定し、この度、同条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進を行うために「利府町中小企業・小規模企業者振興基本計画」を策定いたしました。

昨今の深刻な人口減少による人手不足やICTの進展等の社会情勢の大きな変化に伴い、本町の事業活動を取り巻く環境は厳しさを増しております。このような中、持続的に発展するまちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、町民の皆様、事業者、振興団体、金融機関など、多くの関係機関が互いに連携を図りながら、共通認識を持ち、協働して本町経済を発展させる必要があります。どうぞ皆様方の特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力を賜りました企業代表委員、利府松島商工会、町内金融機関等関係団体の皆様をはじめ、アンケート調査において貴重な御意見をいただきました町内事業者の皆様から心から感謝申し上げます。

令和3年10月

利府町長 熊谷 大



1. 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、「利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例」(令和2年利府町条例第1号)、(以下「基本条例」という。)第10条に基づき、本町の中小企業者と小規模企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

なお、本計画において基本条例第3条に掲げる「基本理念」に基づき、中小企業者と小規模企業者の振興を図ります。

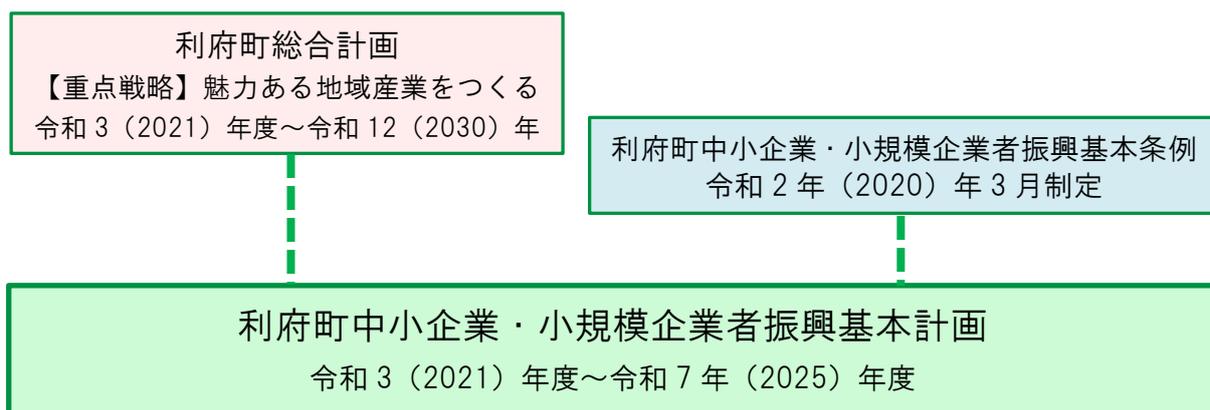
(2) 計画の対象

本計画の対象は町内中小企業者及び小規模企業者です。(中小企業基本法により)

業種	中小企業者(以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金額または出資総額	従業員数	従業員数
製造業・建設業 運輸業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	

(3) 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「利府町総合計画」(計画期間:令和3(2021)年度~令和12(2030)年度)において示されている方針や方向性を踏まえた産業全般を対象とする計画とし、整合性を保ちながら取り組んでまいります。



(4) 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

なお、近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大、急速に進行する高齢化や人口減少に伴う担い手不足、ICTの進展などにより大きく変化する社会経済情勢に対応するため、適宜必要な見直しを行うこととします。

2. 計画の体系

基本条例第10条に示した8つの基本的施策ごとに、町内中小企業・小規模企業者へのアンケート調査結果や統計資料等により、課題を抽出し、各種施策を展開します。

	基本的施策	重点課題
1	経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること	生産性向上や事業拡大等での経営基盤の強化
2	資源調達の円滑化を図るための融資制度等に関すること	融資制度の見直し及び活用
3	事業承継、新事業の創出及び起業支援に関すること	① 事業承継の促進 ② 新事業の創出・起業支援の促進
4	国内外における販路の開拓及び受注機会の確保に関すること	販路開拓に向けた支援、受注機会の確保
5	新技術及び新商品の開発等に関すること	産学官金・異業種連携の促進
6	人材育成及び雇用の安定に関すること	① 人手不足への対応 ② 柔軟な働き方及び働きやすい環境整備
7	地域資源の活用及び地場産業の促進に関すること	地域資源の活用の促進及び魅力の発信
8	町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民の相互の連携を促進すること	事業者や関連機関との連携の強化

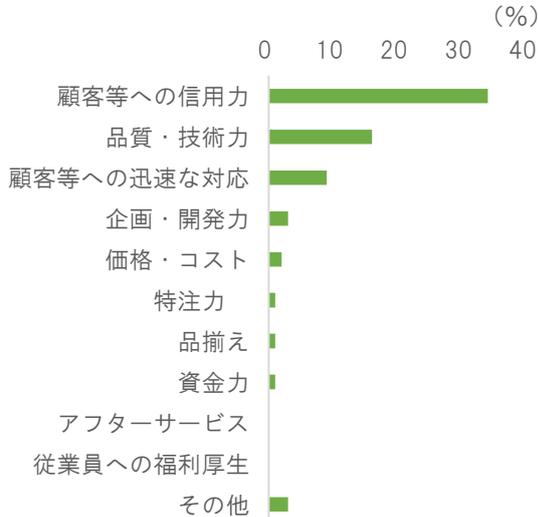
3. 具体的な取組と目標数値

基本的施策
1

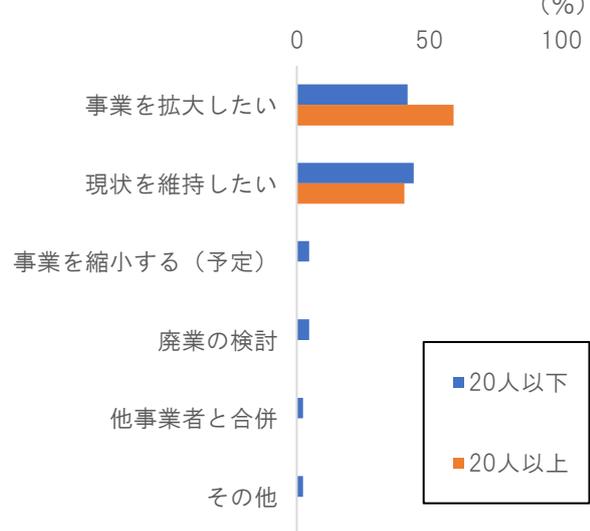
経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること

アンケート結果

○他社にない自社の強み



○従業員別一今後の事業方向性



アンケート意見

資料：独自アンケート調査

資料：独自アンケート調査

- ・急速に進む情報通信技術の発展等に伴い設備の近代化が必要
- ・人手不足の状況下で生産性向上のための設備投資に係る支援、情報が必要

重点課題

生産性向上や事業拡大等での経営基盤の強化

●対策

○町の具体的な取り組み

- ・先端設備等導入促進計画の認定及びものづくり補助金の利用促進
- ・IT・AI等の生産性向上に係る設備投資への支援
- ・事業者のBCP計画の策定に係る連携（利府松島商工会）

○事業者が必要な取り組み

- ・IT・AI等の導入による生産性の向上を促進（業務の効率化）
- ・人材の育成による技術の継承
- ・各種支援制度、補助金の積極的活用
- ・BCP計画※の策定 ※災害時において、事業を早期に復旧し、継続することで、企業を守り、従業員の雇用を維持することにより企業価値を高める計画

●目標数値

評価指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
先端設備等導入促進計画の認定件数	10件	20件
BCP計画に係るセミナー・個別相談会開催件数	0回	5回

アンケート意見

- ・ 融資制度に係る利子補助・補給制度の創設が必要

重点課題

融資制度の見直し及び活用

● 対策

○ 町の具体的な取り組み

- ・ 融資利率の引き下げ（利府町中小企業振興資金）
- ・ 利子補給制度の創設（利府町中小企業振興資金）
- ・ 関係機関との連携強化

○ 事業者が必要な取り組み

- ・ 事業計画・経営計画等の作成、見直し

参考（融資実績）

		中小企業振興資金		
		利率（％）	件数	融資額（円）
平成28年度 (2016)	一般融資	2.2	14	101,900,000
平成29年度 (2017)	一般融資	2.2	15	130,500,000
平成30年度 (2018)	一般融資	1.9	32	200,770,000
	創業支援	1.0	1	5,000,000
令和元年度 (2019)	一般融資	1.9	20	147,987,000
	創業支援	1.0	2	4,700,000
令和2年度 (2020)	一般融資	1.9 (1.5)	6	32,700,000
	創業支援	1.0	0	0

※平成30（2018）年度の増については、利率を2.2%から1.9%へ引き下げたことによるもの。

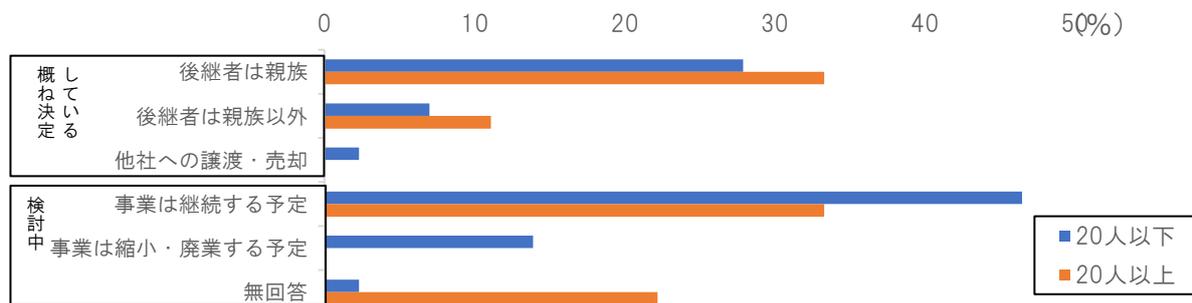
※令和2（2020）年度の減については、新型コロナウイルス感染症の影響により特別融資を利用する事業者が多数いたことによるもの。

● 目標数値

評価指標	現状値（R元）	目標値（R7）
振興資金の新規利用事業者数	29件	39件

アンケート結果

○従業員別一後継者（事業承継）について



資料：独自アンケート調査

アンケート意見

- ・ 同業者同士の合併の促進が重要
- ・ 新事業に係る新たな土地などの情報提供、支援が必要
- ・ 創業者、創業希望者に対する補助金制度（創業の際の設備資金等）の創設

重点課題

- ① **事業承継の促進**
- ② **新事業の創出・起業支援の促進**

●対策①

○町の具体的な取り組み

- ・ 県事業承継ネットワーク、事業引継支援センターと連携した相談体制の構築
- ・ 異業種間交流、ビジネスマッチング事業体制の構築

○事業者が必要な取り組み

- ・ 異業種間交流、ビジネスマッチング事業等への参加

●対策②

○町の具体的な取り組み

- ・ 新事業に係る不動産情報の提供、企業誘致の推進
- ・ 新事業・創業のための融資、補助金制度、事業拠点確保等の支援
- ・ 創業希望者と事業者との交流事業体制の構築

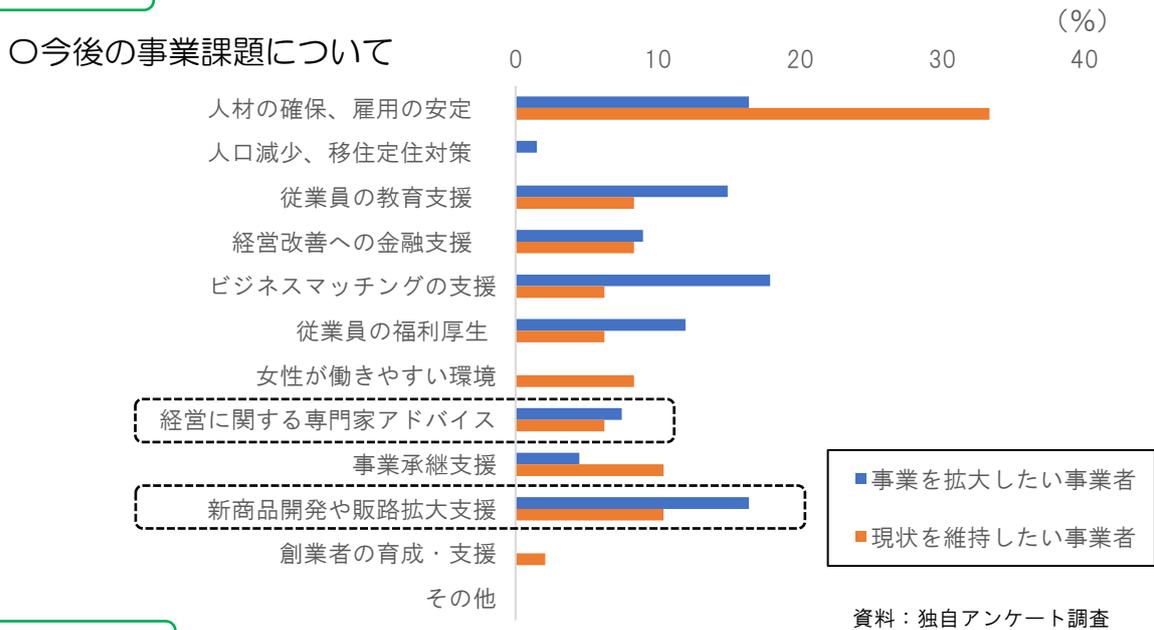
○事業者が必要な取り組み

- ・ 自社の強みを活かし、転用可能な市場への横展開（他分野への転換）
- ・ 各種支援制度、補助金の積極的活用
- ・ 異業種間交流、ビジネスマッチング事業等への参加
- ・ 事業者間提携による新事業の創出

●目標数値

評価指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
ビジネスマッチング事業開催回数	0回	5回
創業支援計画支援に伴う創業者件数	0件	2件
企業誘致数	3企業	5企業

アンケート結果



アンケート意見

- ・販路拡大に向けた営業活動を行い、売り上げの安定化を図りたい
- ・販路拡大に係るアドバイス、支援が必要
- ・地元業者への更なる受注確保

重点課題

販路開拓に向けた支援、受注機会の確保

●対策

○町の具体的な取り組み

- ・販路開拓など専門家の派遣支援
- ・異業種間交流、ビジネスマッチング事業体制の構築
- ・関係機関（みやぎ産業振興機構など）との連携の強化

○事業者が必要な取り組み

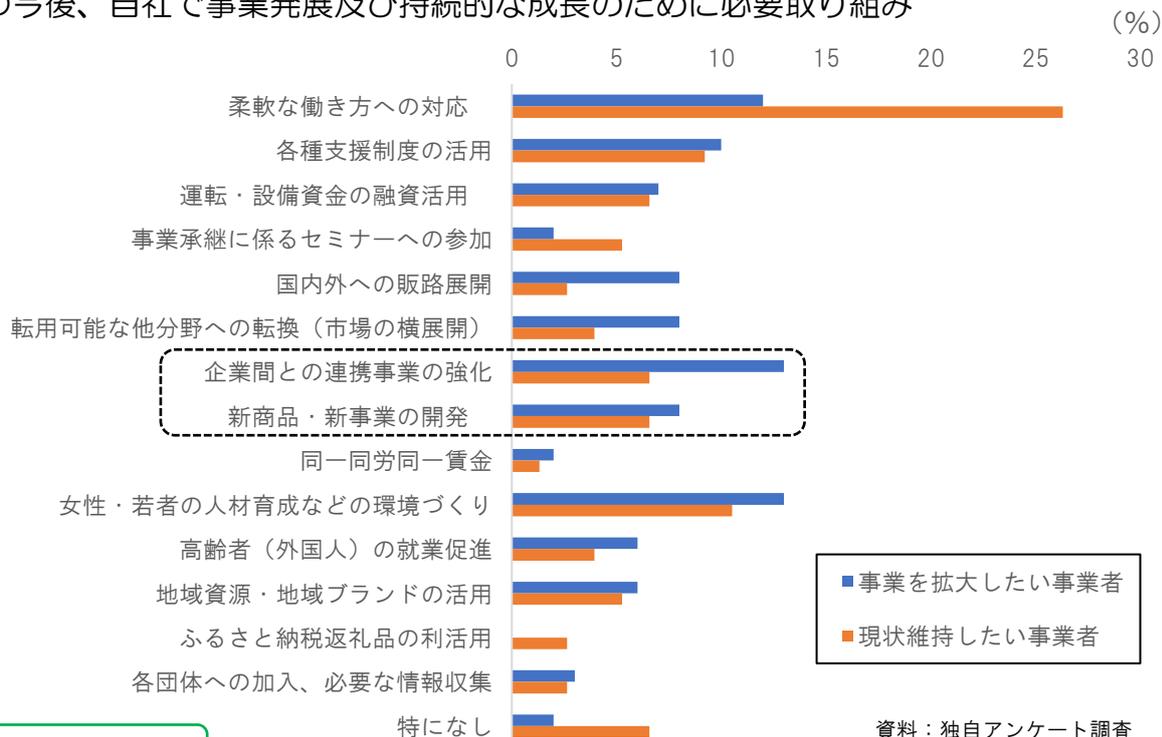
- ・販路開拓に向けた専門家による講座の受講
- ・自社の強みを活かし、転用可能な市場への横展開（他分野への転換）
- ・異業種間交流、ビジネスマッチング事業等への参加
- ・営業ツールの拡大（SNS、Web サイト）
- ・市場ニーズの把握と商品価値の見直し

●目標数値

評価指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
専門家による派遣件数	0 件	10 件
ビジネスマッチング事業開催回数（再掲）	0 回	5 回

アンケート結果

○今後、自社で事業発展及び持続的な成長のために必要取り組み



アンケート意見

- ・従来の商品にとらわれない新たな商品を開発したい
- ・事業者同士の開発に係るマッチング支援が必要

重点課題

産学官金・異業種連携の促進

●対策

○町の具体的な取り組み

- ・大学等との連携による新技術・新商品開発への支援
- ・関係機関（みやぎ産業振興機構など）との連携の強化
- ・異業種間交流、ビジネスマッチング事業体制の構築

○事業者が必要な取り組み

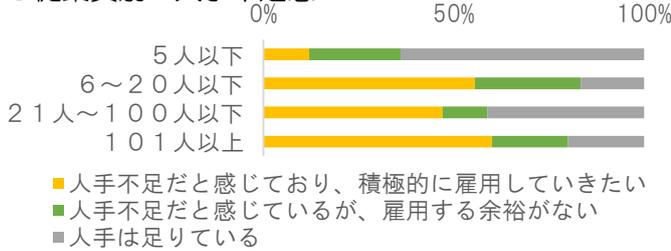
- ・大学等との連携強化による新技術・新商品開発の促進
- ・異業種間交流、ビジネスマッチング事業等への参加
- ・事業者間提携による新技術・新商品の開発

●目標数値

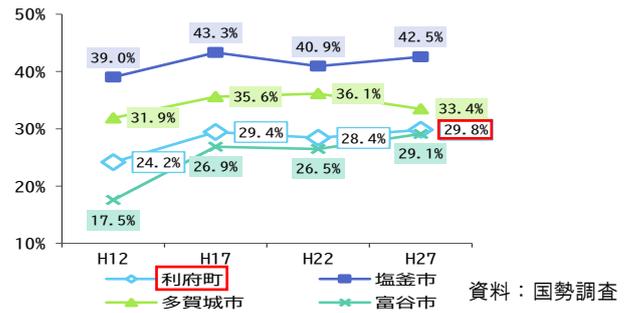
評価指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
新たな商品開発数	11種類	13種類
専門家による派遣件数	0件	5件

アンケート結果

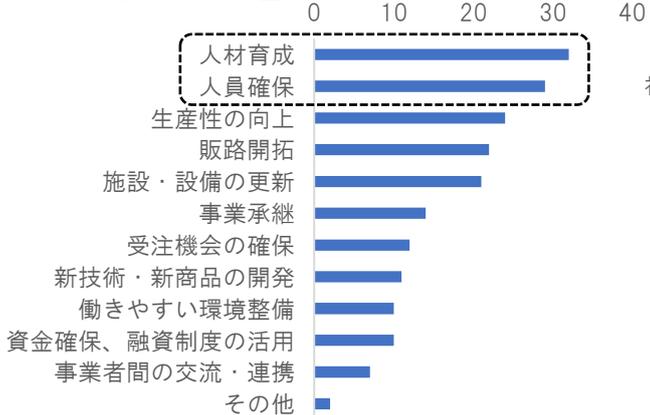
○従業員別一人手不足感



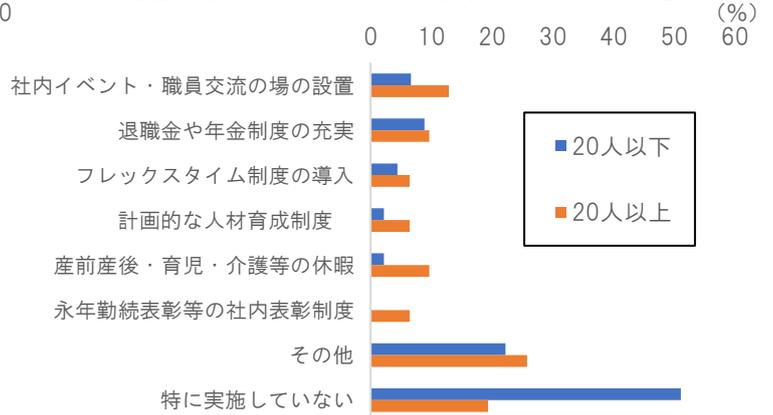
○自町就業率



○今後の事業課題



○働きやすい職場づくりのために工夫していること



アンケート意見

- ・高齢化で苦慮しており、労務者が不足している
- ・新卒者の雇用を図るため、職業紹介事業を開催してほしい
- ・従業員の育成が課題（資格取得の助成などの支援）
- ・ベテラン技術者から若手への技術継承が課題

重点課題

- ① 人手不足への対応
- ② 柔軟な働き方及び働きやすい環境整備

●対策①

○町の具体的な取り組み

- ・U I J ターン・移住支援の促進
- ・地元企業の情報発信（企業紹介冊子など）
- ・地元雇用に向けた教育機関との連携促進

○事業者が必要な取り組み

- ・女性、外国人、高齢者・障がい者の雇用の促進
- ・安定的な雇用体制の基盤づくり
- ・自社の強み・魅力を活かした有効的な情報発信

●対策②

○事業者が必要な取り組み

- ・働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進（経営者の意識改革）

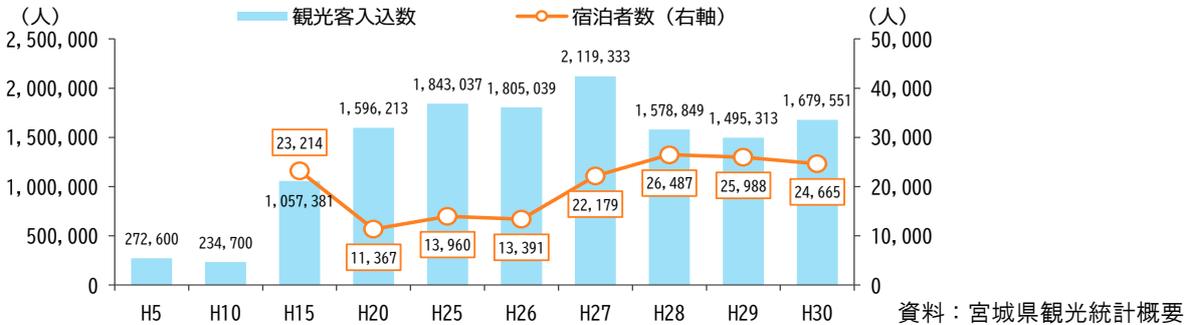
●目標数値

評価指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
町内で働く町民の割合	29.8%	33.0%

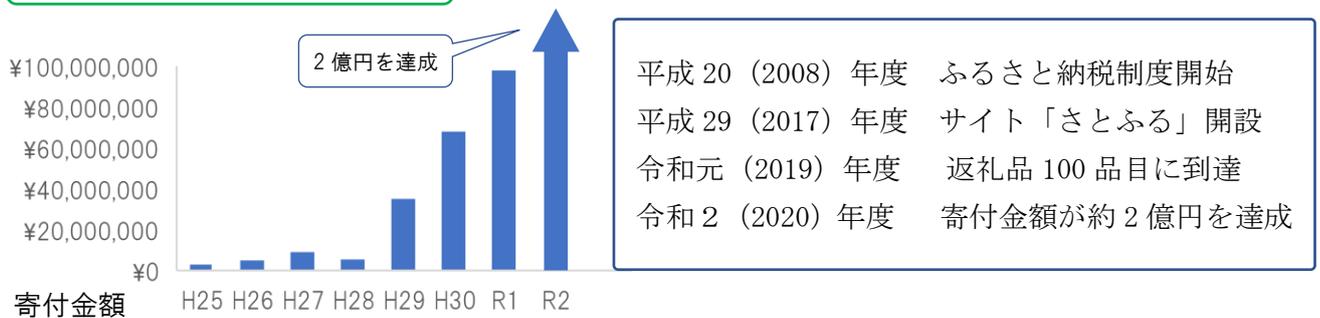
アンケート意見

- ・町の機材、資源の活用した商品開発、町とタイアップ
- ・県外における地場産品等のPR活動の活発化を期待

参考（観光客入込数・宿泊数）



参考（ふるさと納税関係）



重点課題

地域資源の活用の促進及び魅力の発信

●対策

○町の具体的な取り組み

- ・シティーセールス、PRの拡大
- ・他県への地場産品の出品、セールス
- ・ふるさと納税返礼品の拡充

○事業者が必要な取り組み

- ・町と連携したPRの促進
- ・自社商品の積極的なPR

●目標数値

評価指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
ふるさと納税寄附件数	1,307 件 (R 元)	2,000 件
町内の産業に誇りや魅力を感じる町民の割合	38.6%	42.0%
観光入込客数	1,597,778 人 (R 元)	1,650,000 人 (R5)

町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民の相互の連携を促進すること

アンケート意見

- ・ 企業間同士のマッチング機会がほしい
- ・ 同業者・異業者間との交流の場、機会がほしい

重点課題

事業者や関連機関との連携の強化

● 対策

○ 町の具体的な取り組み

- ・ 関係機関との交流、ビジネスマッチング事業体制の構築

○ 事業者が必要な取り組み

- ・ 関係機関との交流、ビジネスマッチング事業を通じた問題意識の共有

● 目標数値

評価指標	現状値 (R2)	目標値 (R7)
ビジネスマッチング事業開催回数 (再掲)	0回	5回

4. 計画の推進体制及び役割

1 各主体の役割

(1) 町の役割

町は、条例に基づき、中小企業・小規模企業者振興施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、中小企業・小規模企業者の振興施策を推進するにあたり、積極的なその取組に関する情報の発信に努めます。

(2) 中小企業・小規模企業者の役割

(ア) 中小企業・小規模企業者は、経済的・社会的環境の変化に対応してその成長及び発展若しくはその事業の持続的発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めます。

(イ) 中小企業・小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めます。

(ウ) 中小企業・小規模企業者は、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めます。

(3) 中小企業・小規模企業者振興団体の役割

中小企業・小規模企業者振興団体は、中小企業・小規模企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めることとします。

(4) 大企業者の役割

(ア) 大企業者は、地域の活性化に資するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力に努めることとします。

(イ) 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任及び影響を自覚することはもとより、中小企業・小規模企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業・小規模企業者と連携及び協力に努めることとします。

(ウ) 大企業者は、町内において生産、製造又は加工された物を取り扱うなど、町内で提供されるサービス等の積極的な利用に努めることとします。

(5) 金融機関の役割

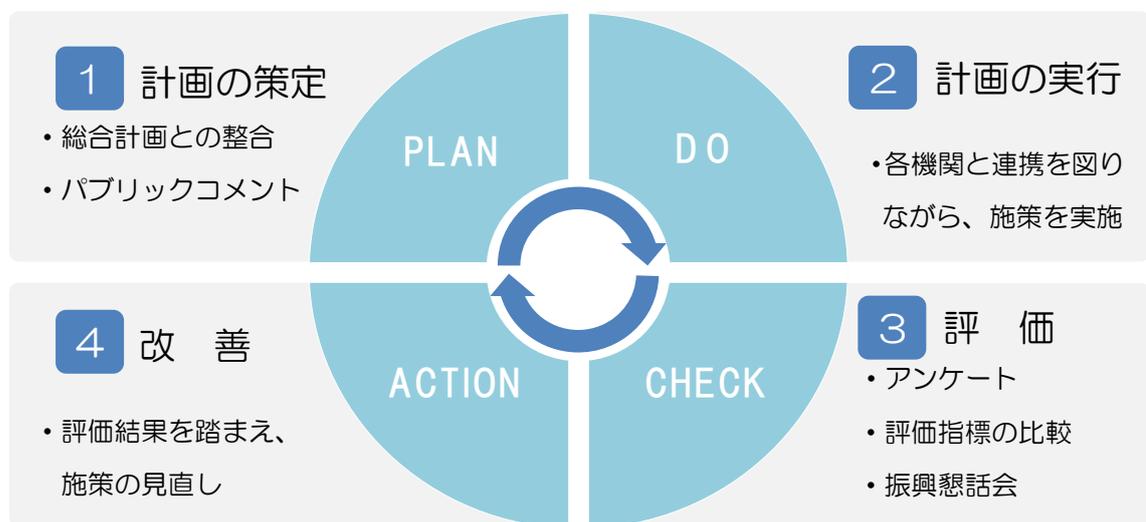
金融機関は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業者の資金需要に対して適切に対応すること等により、中小企業・小規模企業者の経営の改善及び向上に配慮するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めることとします。

(6) 町民の役割

中小企業・小規模企業者の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備等の町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業者の健全な発展に協力することとします。

2 PDCAによる評価・検討

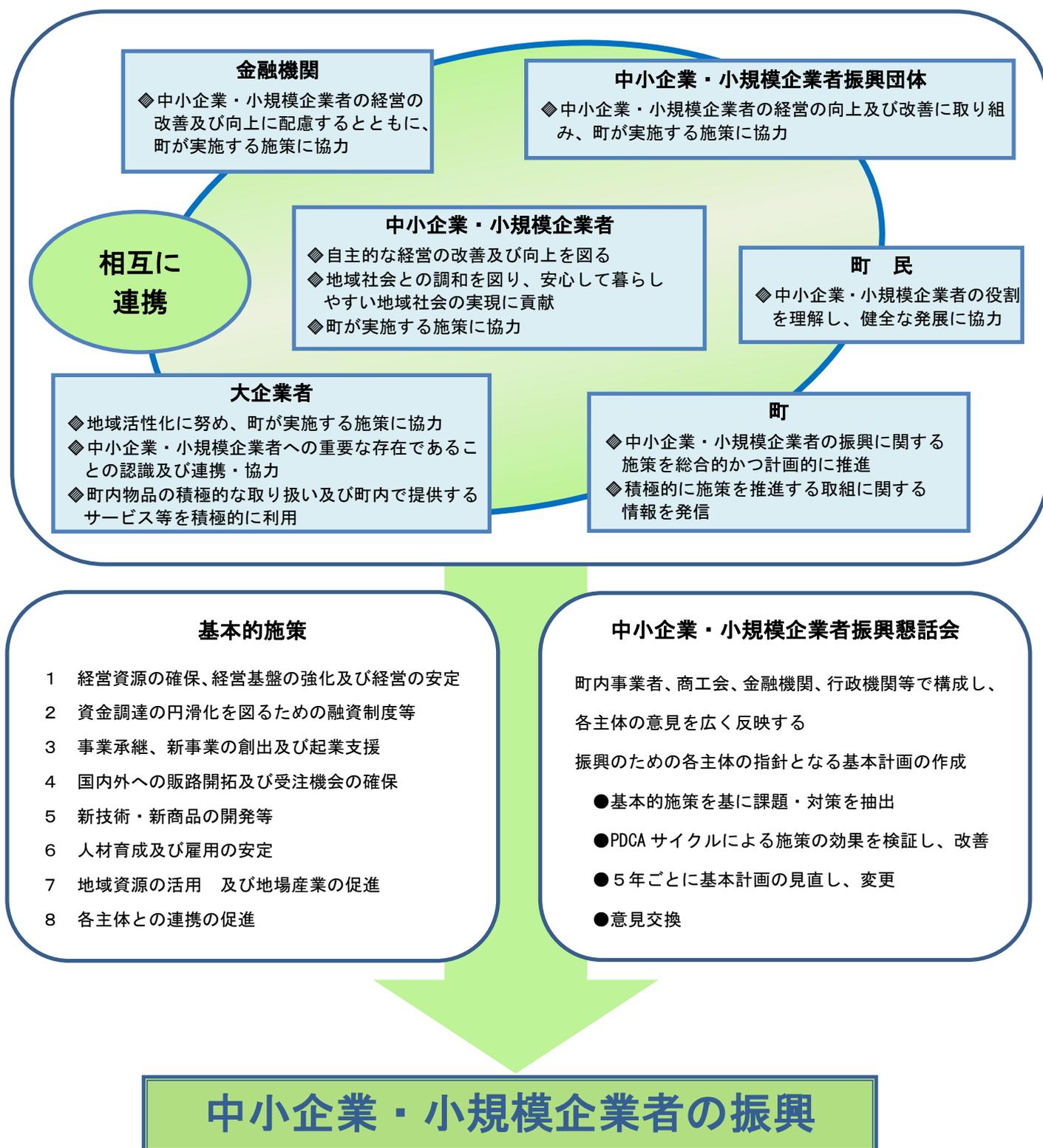
本計画に基づく事業の実施にあたっては、費用対効果など具体的な検討を行うとともに、実施効果に関する各施策を評価・比較し、目標達成に効果的な実施方法・内容への見直し・改善を図ります。



3 推進体制

本計画の推進にあたっては、基本条例に基づき、各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民が一体となって、国、県その他関係機関との連携を図りながら推進します。

【推進イメージ図】



5. 資料

(1) 計画策定の経過及びメンバー

本計画の策定にあたっては、中小企業・小規模企業者、大企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、金融機関及びその他関係機関の意見を広く反映させる場として、「利府町中小企業・小規模企業者振興懇話会」を設置し、以下のとおり開催しました。

令和2年度

開催（実施）日	懇話会
令和2（2020）年9月14日	第1回振興懇話会
令和2（2020）年12月9日～ 令和3（2021）年1月15日	アンケート調査
令和3（2021）年2月1日	第2回振興懇話会

令和3年度

開催（実施）日	懇話会
令和3（2021）年4月26日	第3回振興懇話会
令和3（2021）年8月20日	第4回振興懇話会
令和3（2021）年9月3日～ 令和3（2021）年10月4日	パブリックコメント
令和3（2021）年10月 日	基本計画の公表

懇話会委員

区分	所属	役職	氏名
企業代表	真栄工芸 株式会社	代表取締役	熊谷 一
企業代表	東日本旅客鉄道 株式会社 新幹線統括本部 新幹線総合車両センター	所長	武藤 康司
企業代表	株式会社 三和食品	専務取締役	奥山 茂博
企業代表	有限会社 利府交通	代表取締役	郷右近 義光
企業代表	有限会社 春日屋	代表取締役	菅原 幹雄
企業代表	株式会社 水間工務店	代表取締役	水間 正浩
振興団体	利府松島商工会	局長	高橋 薫
金融機関	株式会社 七十七銀行 利府支店	支店長	鈴木 学
金融機関	株式会社 仙台銀行 利府支店	支店長	吉田 勝昭
行政機関	経済産業部 商工観光課	課長	郷右近 啓一

令和3年4月1日時点 ※敬称略

(2) 利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例

令和2年3月12日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業者が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、及び町の責務、中小企業・小規模企業者の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、中小企業・小規模企業者の成長及び発展並びにその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業・小規模企業者振興団体 商工会その他の中小企業・小規模企業者の振興を支援する団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業・小規模企業者以外の事業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、農業協同組合その他の金融業を行う者であつて、町内に事業所を有するものをいう。
- (5) 町民 町内に住所を有する者、町内の事務所又は事業所に勤務する者及び町内の学校に在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業者の振興は、中小企業・小規模企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民が一体となって、国、県その他関係機関との連携を図ることを基本として行われるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 町は、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策を推進するに当たっては、積極的にその取組に関する情報を発信するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業者の役割)

第5条 中小企業・小規模企業者は、基本理念に基づき、経済的・社会的環境の変化に対応してその成長及び発展若しくはその事業の持続的発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業者は、基本理念に基づき、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

- 3 中小企業・小規模企業者は、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業者振興団体の役割)

第6条 中小企業・小規模企業者振興団体は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、基本理念に基づき、地域の活性化に資するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任及び影響を自覚することはもとより、中小企業・小規模企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業・小規模企業者と連携及び協力するよう努めるものとする。

- 3 大企業者は、町内において生産、製造又は加工された物を積極的に取り扱い、町内で提供されるサービス等を積極的に利用するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業者の資金需要に対して適切に対応すること等により、中小企業・小規模企業者の経営の改善及び向上に配慮するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第9条 町民は、中小企業・小規模企業者の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備等の町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第10条 町が推進する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること。
- (2) 資金調達の円滑化を図るための融資制度等に関すること。
- (3) 事業承継、新事業の創出及び起業支援に関すること。
- (4) 国内外における販路の開拓及び受注機会の確保に関すること。
- (5) 新技術及び新商品の開発等に関すること。
- (6) 人材育成及び雇用の安定に関すること。
- (7) 地域資源の活用及び地場産業の促進に関すること。
- (8) 町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民の相互の連携を促進すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(小規模企業者への配慮)

第11条 町は、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策の推進に当たり、小規模企業者(中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。)に配慮し、小規模企業者の事業の持続的発展を図るため、経営に関する支援体制の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(基本計画の策定)

第12条 町は、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業者振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 町は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体及び金融機関の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、中小企業・小規模企業者をめぐる情勢の変化を勘案し、及び中小企業・小規模企業者の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 4 第2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 利府町中小企業・小規模企業者振興懇話会設置要綱

(設置)

第1条 利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例（令和2年利府町条例第1号。）第12条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画という。」）の策定及び変更にあたり、中小企業・小規模企業者等の意見を広く反映させるため、利府町中小企業・小規模企業者振興懇話会（以下「振興懇話会」という。）を置く。

(意見等を求める事項)

第2条 振興懇話会において意見又は助言を求める事項は、基本計画の策定及び変更に関する事項並びにその他町長が必要と認める事項とする。

(組織)

第3条 振興懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 中小企業・小規模企業者を代表する者
- (2) 中小企業・小規模企業者振興団体を代表する者
- (3) 金融機関を代表する者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は3年を超えない範囲内において町長が定める。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 振興懇話会は町長が招集し、進行役は商工行政に関する事務を所管する課長の職にある者をもって充てる。

(委員の報酬)

第6条 振興懇話会の会議に出席した委員には、予算の定めるところにより報償金及び旅費を支給する。ただし、行政機関の職員又は申出のあった委員には、支給しないものとする。

(庶務)

第7条 振興懇話会の庶務は、商工行政に関する事務を所管する課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、振興懇話会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

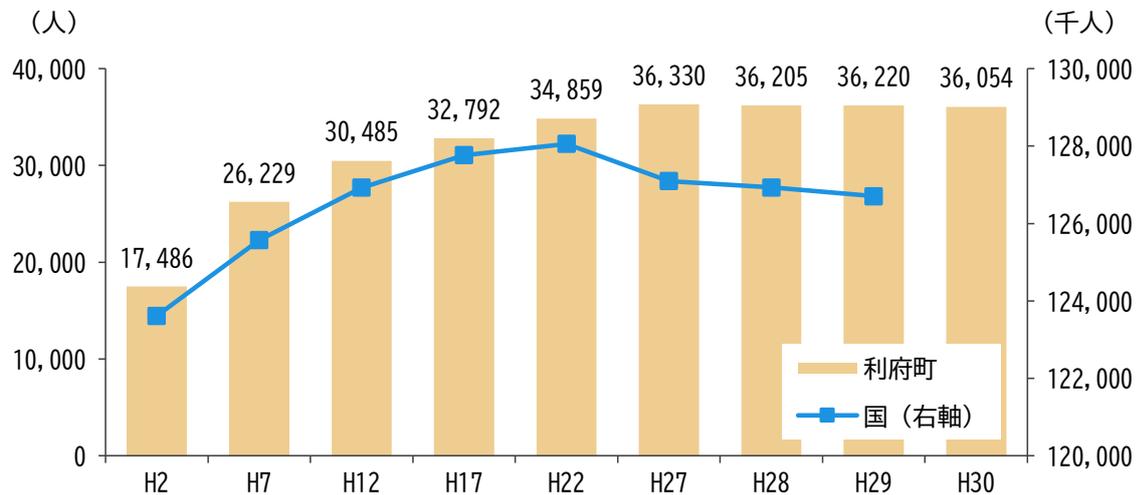
この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

(4) 各種統計資料

人口について

○人口の推移

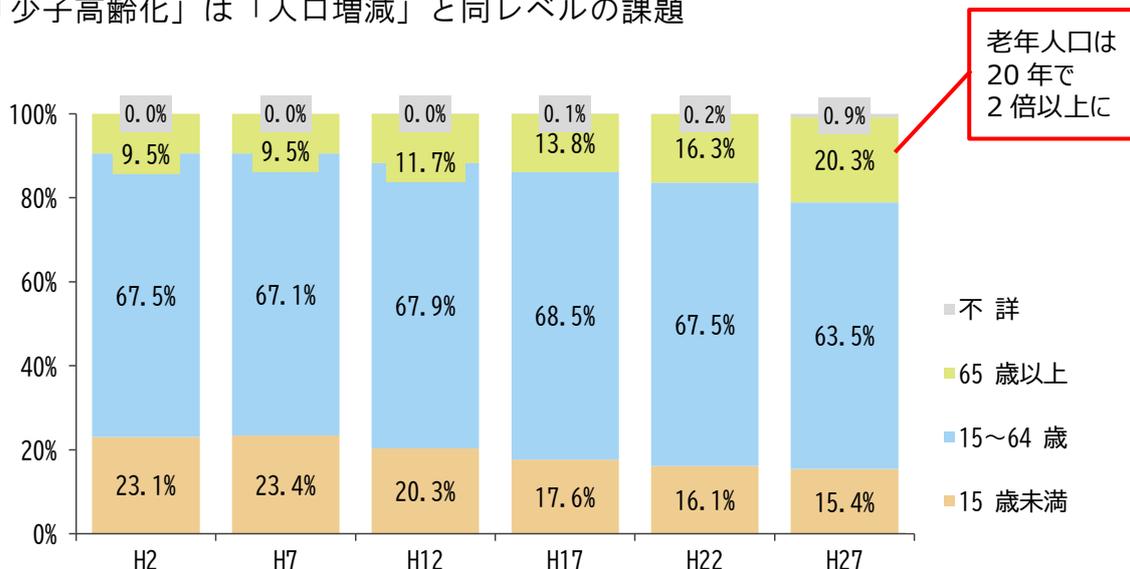
- ・ 昭和 60 年頃からの大規模住宅開発に伴い、急激な人口増加となった。
- ・ 国が人口減少に転じた後、微増となり、現在は横ばい・減少傾向



資料：平成 27 年国勢調査、人口動態統計

○年齢3階層

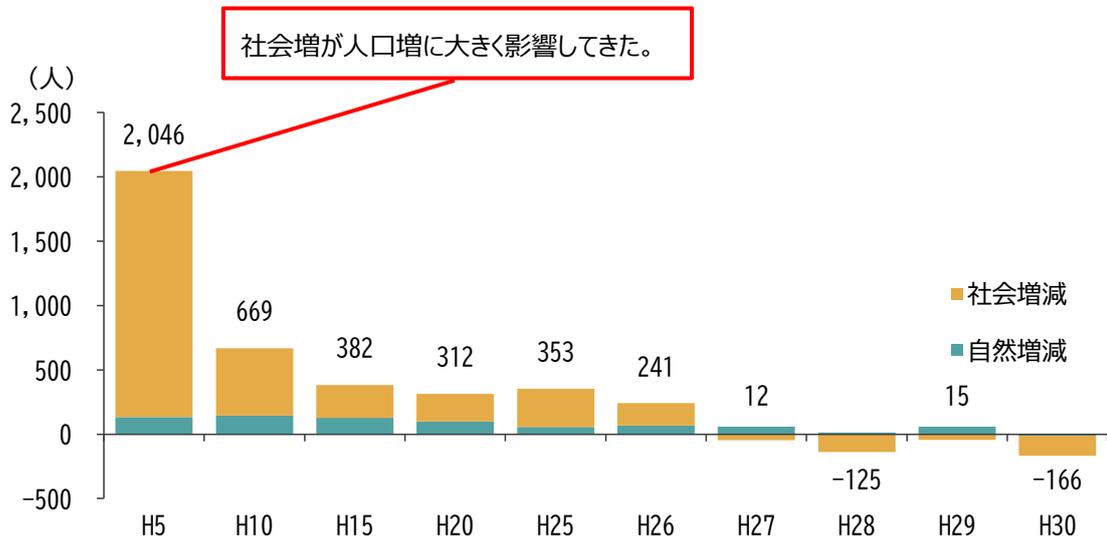
- ・ 人口増加の中でも「少子高齢化」が確実に進行
- ・ 「少子高齢化」は「人口増減」と同レベルの課題



資料：平成 27 年国勢調査

○自然増減・社会増減

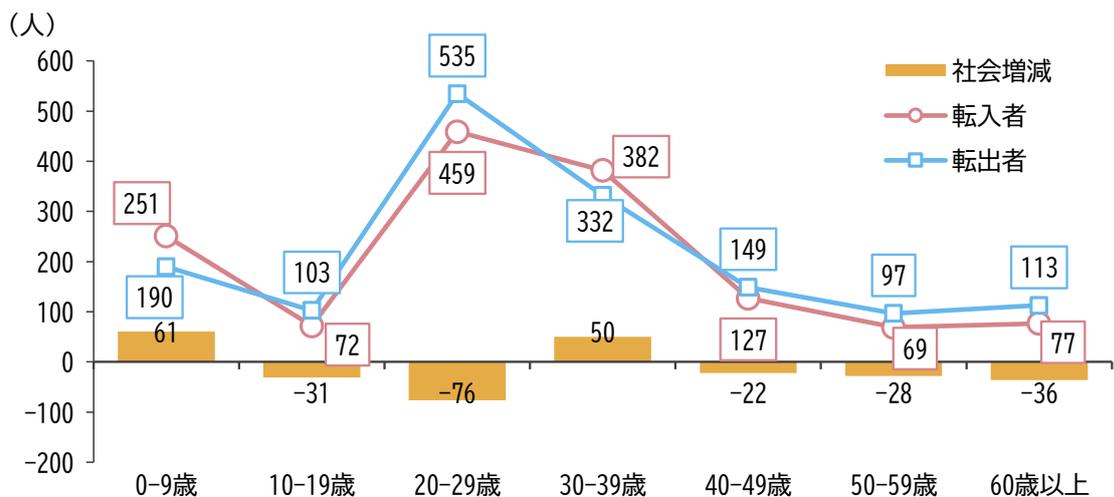
- ・平成 27 年から転入数よりも転出数が多くなっている。
- ・平成 30 年には、社会増減・自然増減ともに減少



資料:町民課戸籍住民班「住民基本台帳」

○転入・転出の年齢構成 (平成 30 年)

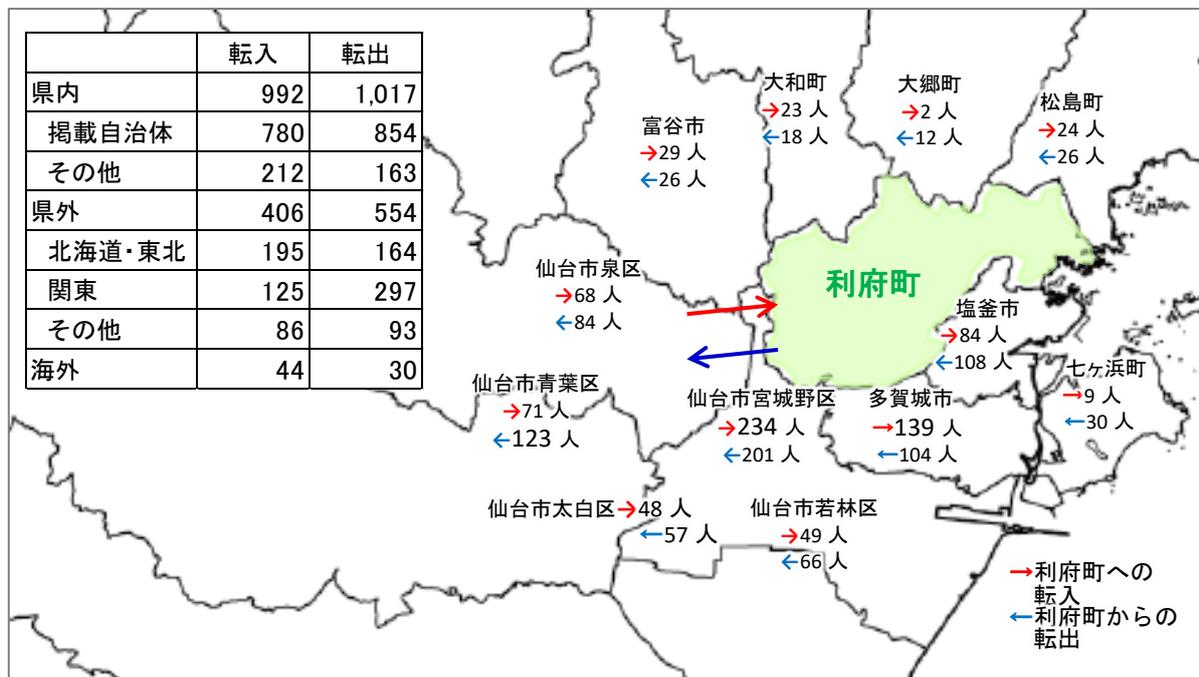
- ・進学、就職を機とした 10 歳代・20 歳代の流出が多い。
- ・今後増加が予想される 60 歳以上についても転出超過にある。



資料:住民基本台帳人口移動報告

○転入・転出の状況（平成30年度）

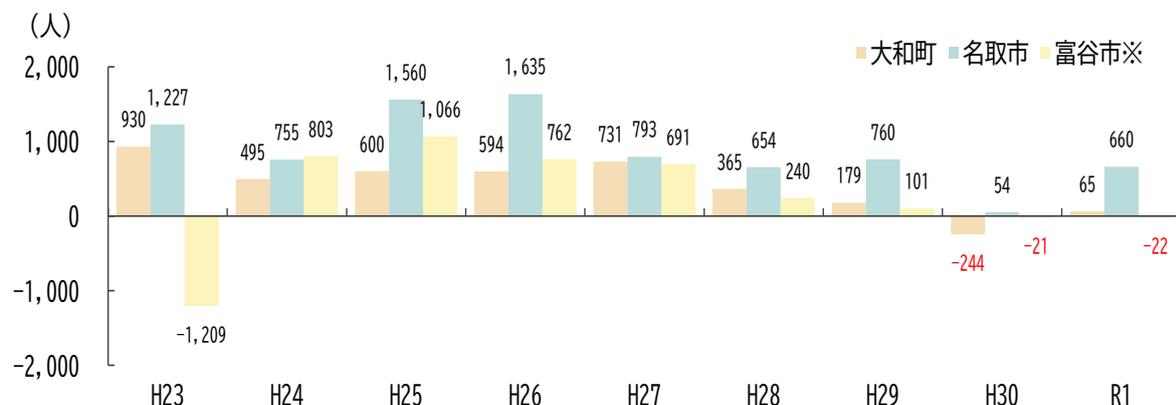
- ・多賀城市、仙台市宮城野区からの転入が多く、その他は転出が多い状況である。
- ・特に、仙台市や関東など利便性の高い地区への転出が多い。



資料: 町民課戸籍住民班「住民基本台帳」

○他市町村の人口推移（人口増加を図っている近隣自治体）

- ・名取市は、仙台空港アクセス鉄道の2駅周辺地区のブランドイメージから、過去の区画整理事業の地区において、現在も人口増加が進んでいる。
- ・富谷市、大和町は、大企業の立地により、H23～26に大きな人口増を遂げた。



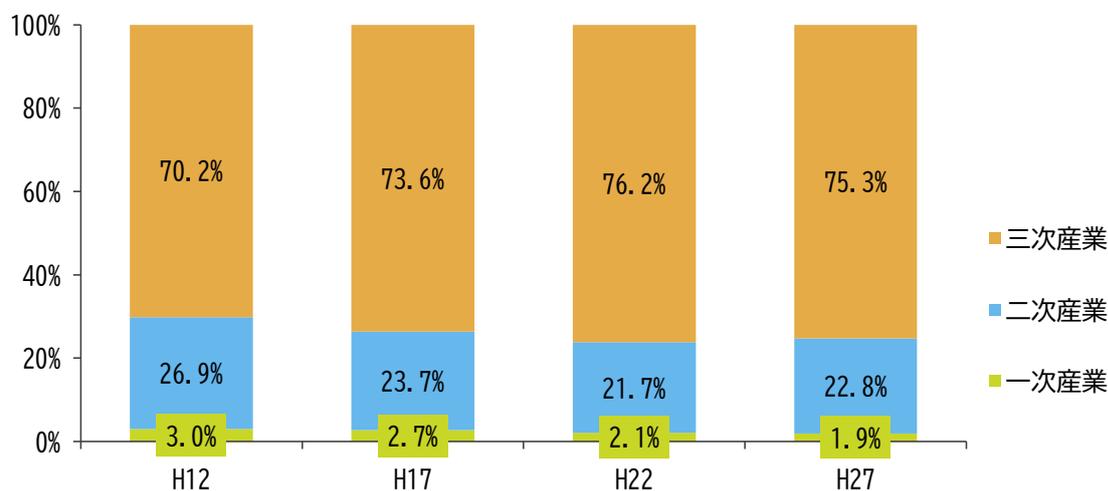
※H27以前は富谷町

資料: 住民基本台帳人口移動報告

産業について

○産業構造

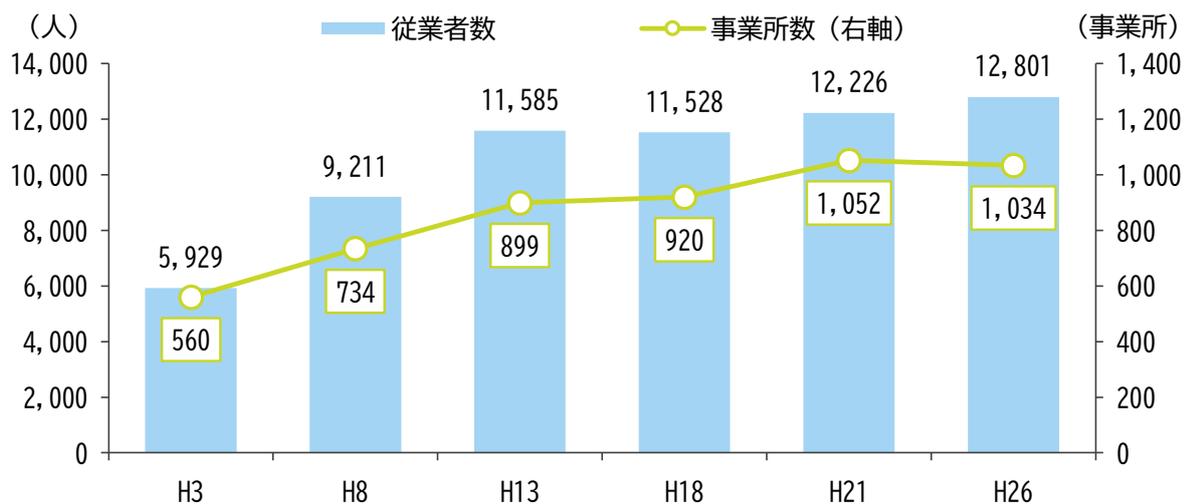
- ・本町の産業構造を就業者数で見ると第三次産業が75%、第二次産業が23%
- ・梨、カキ、ワカメ等が特産品であるが第一次産業はわずか2%



資料:平成27年国勢調査

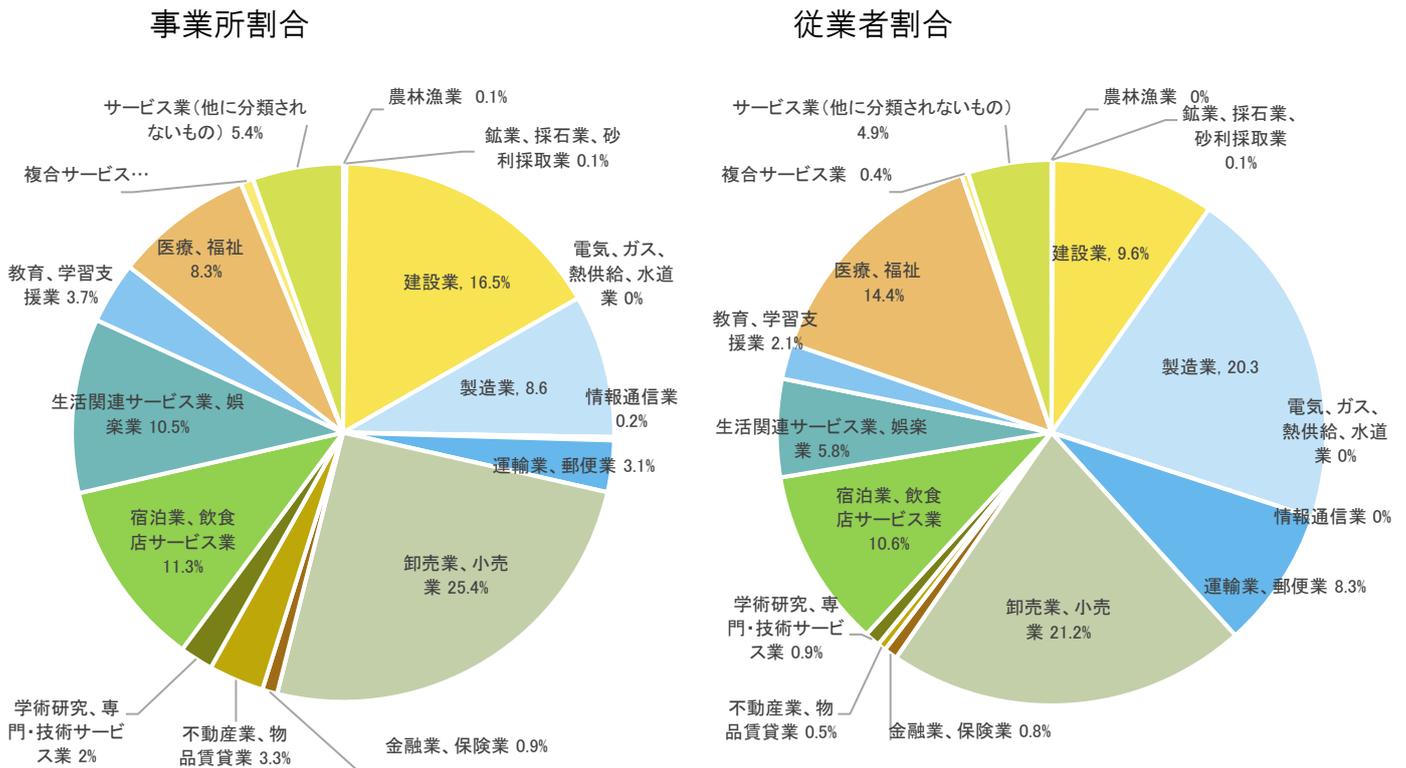
○事業所、従業員の推移

- ・人口増加に伴い事業所・従業員数も増加してきた。



資料:事業所・企業統計調査、経済センサス基礎調査

○事業所、従業者の割合



資料:経済センサス-基礎調査

○各種団体事業者数

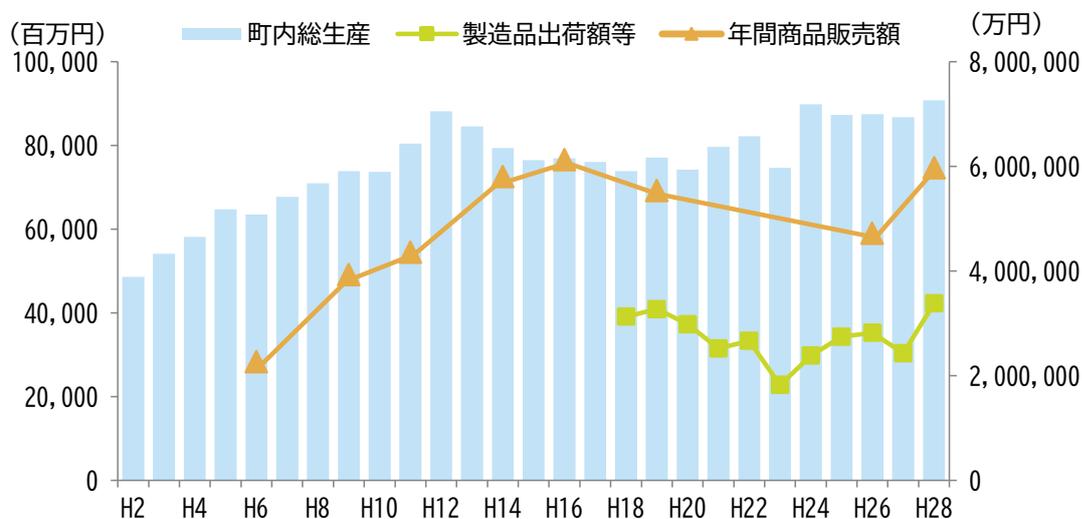
- ・ 経営に関する相談や各種補助制度等のサポートをし、地域の振興につなげるため、利府松島商工会会員の増加を図る。
- ・ 産業振興協議会の会則でもある中小企業・小規模企業者の相互連絡協調を図り、地域経済の向上を目的に幅広い業種の会員を拡げることが求められる。

団体名	会員数
利府松島商工会（利府）	403社
利府町産業振興協議会	88社

資料:令和3年4月1日時点

○町内総生産額等

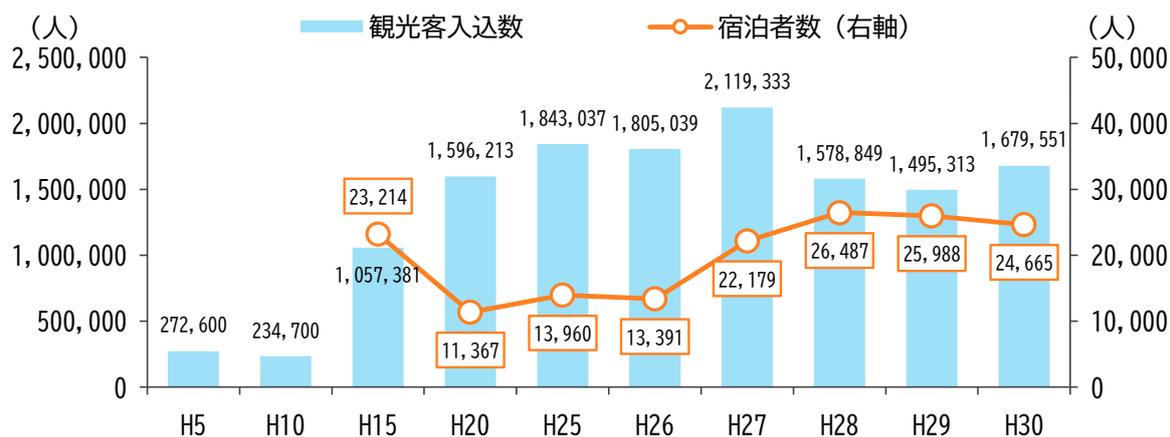
- ・人口増加に伴い町内総生産額も増加してきた。



資料:宮城県市町村民経済計算、経済センサス-活動調査

○観光客入込数・宿泊数

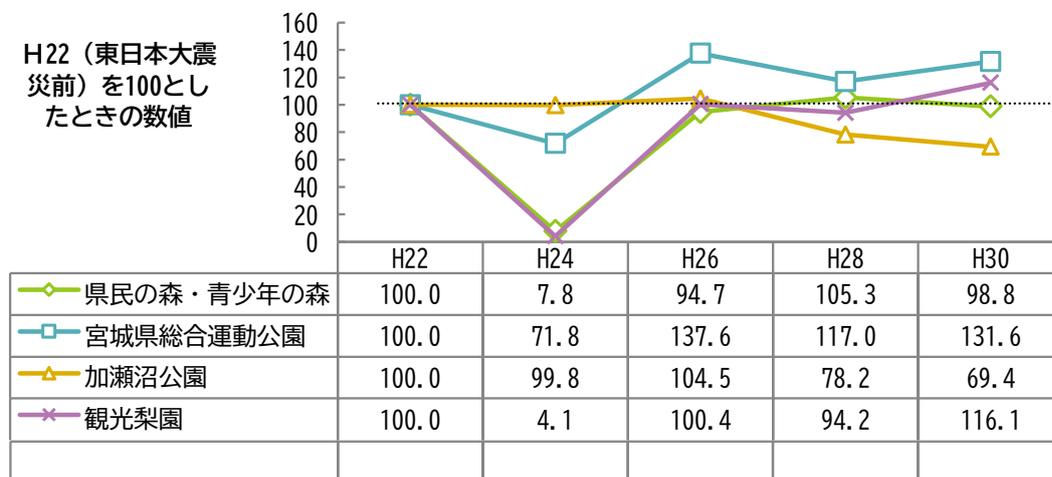
- ・観光客は平成 27 年に大きく増加 (ジャニーズ「嵐」コンサート)
- ・宿泊者数はほぼ横ばい



資料:宮城県観光統計概要

○地点別の入込客数とH22（震災前）からの変化率

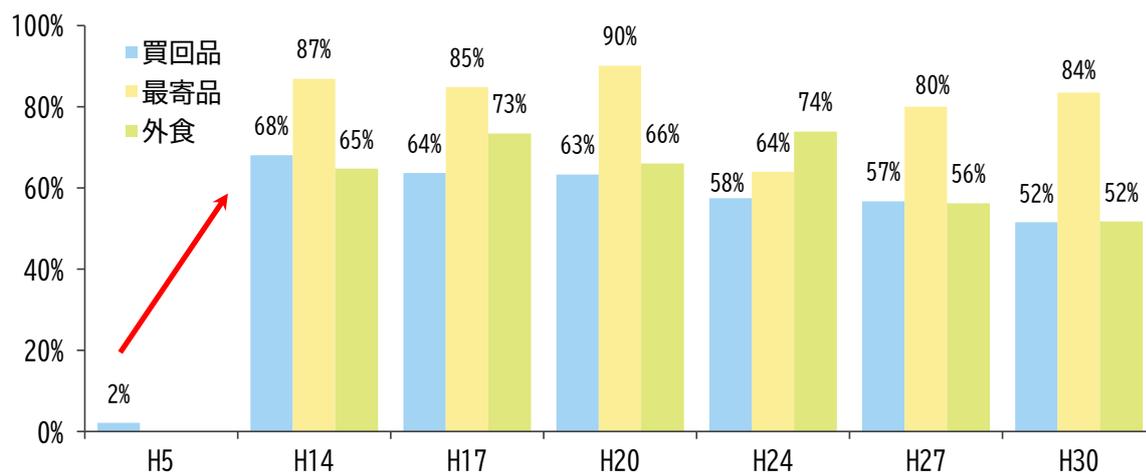
- ・ 東日本大震災以前の水準程度まで回復
- ・ 宮城県総合運動公園は近年増加傾向にある。



資料：宮城県観光統計概要

○地元購買率

- ・ 急激な人口増加に伴う商業施設の立地により、買回り品の地元購買率が大きく向上（利便性の向上）。ただし、近年、減少傾向となっている。

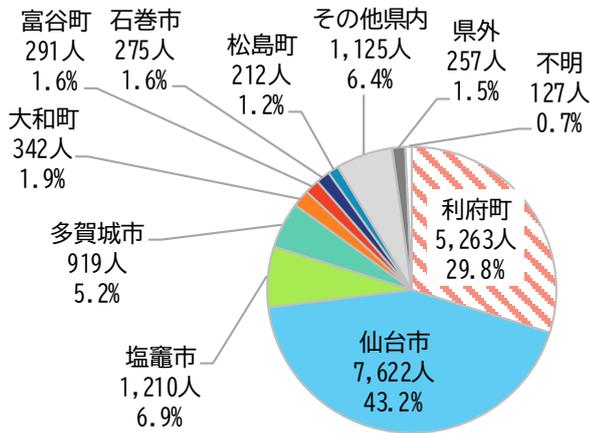


資料：宮城県の商圈 消費購買動向調査

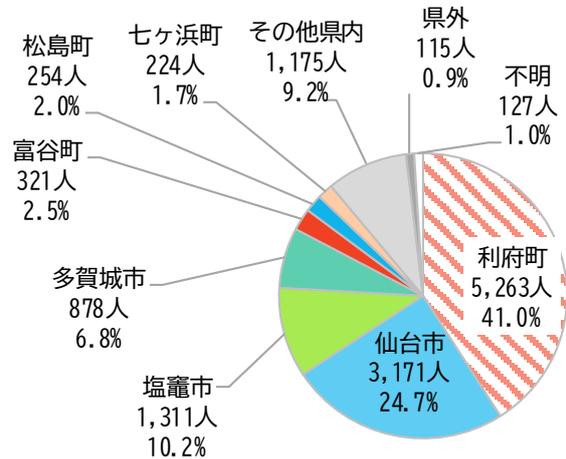
○通勤人口

- ・ 利府町民のうち、仙台市への通勤者が約半数を占める。
- ・ 利府町で就業・就学する方のうち、半数以上が他市町村の居住者となっている。

利府町居住の就業者 17,643 人

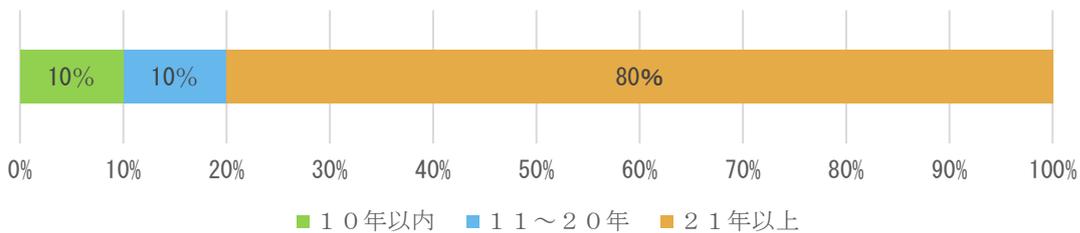


利府町で就業する者 12,839 人



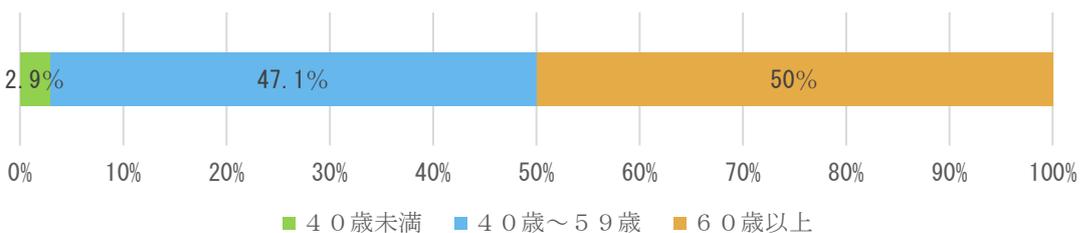
資料:平成 27 年国勢調査

○創業年数



資料:独自アンケート調査

○代表者の年齢



資料:独自アンケート調査



利府町中小企業・小規模企業者振興基本計画

編集／利府町経済産業部商工観光課

〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地

TEL (022) - 767-2120

FAX (022) - 767-2107